



経理の窓 2月号

平成29年 2月 1日号

庭のエンジや濃紫のパンジーは、霜にやられて似た色になって萎れています。
日当たりがいいところのジュリアンにはつぼみが、咲くのが楽しみです。

今月の税務

- 法人** : 12月決算法人の確定申告と納税
- 地方税** : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付
- 個人** : 所得税の確定申告 2月16日～3月15日
納付期限 3月15日 (振替納税 4月20日)
- 消費税の確定申告 1月～3月31日
納付期限 3月31日 (振替納税 4月25日)
- 贈与税の確定申告 2月 2日～3月15日
納付期限 3月15日

平成28年分の所得税等の確定申告から変わったこと

* マイナンバー制度の導入により、申告書の第一表から第五表まで様式が変更になりました。
下記の様式も、変更になりました。

- ・ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ・ 株式等に係る譲渡所得等の計算明細書
- ・ 確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- ・ 譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書) 【土地・建物用】
- ・ 国外財産調書及び合計表 ・ 財産債務調書及び合計表

* マイナンバー制度の導入により、添付書類に、本人確認書類が追加になりました。
申告書に記載された申告者本人のマイナンバーについては、税務署で本人確認を行うため、
本人確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。

- ・ 控除対象配偶者、扶養親族・事業専従者などの本人確認書類は不要です。
(申告書には、配偶者や扶養親族の個人番号の記載は必要です。)

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカードの表と裏(両面)の写し
- ② 通知カードの写し + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

- ・ 所得税のほか、消費税や贈与税の申告書にも、本人確認書類が必要です。
- ・ e-Taxにより申告手続きを行う場合には、電子証明書の確認により本人確認を行いますので、
本人確認書類を別途送付する必要はありません。

《青色決算書・減価償却費について》

税務署に届け出ている償却方法で、償却します。

届出をしていない方は、定額法になります。

平成28年から改正になったこと

- ・平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法になりました。
- ・中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）は、平成30年3月31日までに取得した事業用資産について、適用されます。

《消費税・簡易課税の事業区分の変更》

平成26年度の税制改正で簡易課税制度のみなし仕入率の見直しが行われました。

- ・金融業及び保険業は、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60→50%）
- ・不動産業は、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50→40%）

平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

（適用例）個人事業者で、不動産に該当する事業の場合

- ①平成25年12月31日以前から第五種で計算していた事業者は、平成28年1月1日～平成28年12月31日の課税期間より第六種で計算します。
- ②平成27年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、経過措置の適用により、平成29年1月1日～平成29年12月31日の課税期間より第六種で計算します。
- ③平成27年10月1日以後「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成28年1月1日～平成28年12月31日の課税期間から第六種で計算します。

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。



有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>